

富田林市教育委員会規則第 号

富田林市文化振興基金収益金運用規則の一部を改正する規則

富田林市文化振興基金収益金運用規則（平成 18 年富田林市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

名称を「富田林市文化振興基金運用規則」に改める。

第 2 条中「20 万円」を「30 万円」に改め、第 3 号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

富田林市文化振興基金収益金運用規則（平成18年富田林市教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○富田林市文化振興基金<u>収益金</u>運用規則</p> <p>（助成）</p> <p>第2条 市内に事務所又は住所を有する団体が、次の各号のいずれかに該当する事業を市内において行う場合であって、教育委員会が必要と認めるときは、事業費のうち対象経費の2分の1以内で<u>20万円</u>を上限として予算の範囲内で助成金を交付することができる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）<u>市又は市教育委員会と市内文化団体が協働して文化の振興に寄与する事業を行うとき。</u></p>	<p>○富田林市文化振興基金_____運用規則</p> <p>（助成）</p> <p>第2条 市内に事務所又は住所を有する団体が、次の各号のいずれかに該当する事業を市内において行う場合であって、教育委員会が必要と認めるときは、事業費のうち対象経費の2分の1以内で<u>30万円</u>を上限として予算の範囲内で助成金を交付することができる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）<u>（削除）</u></p>